

記念講演資料

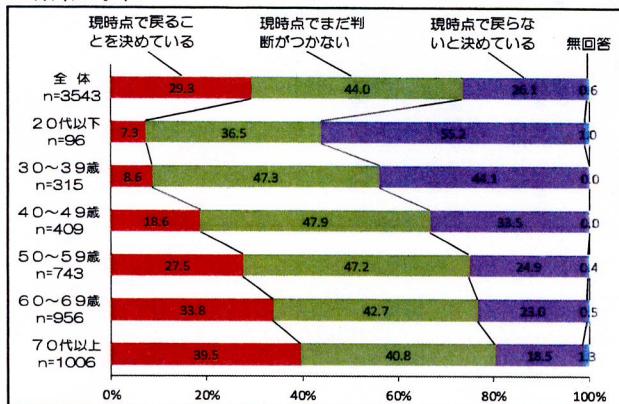
平成 25 年度. 原子力被災自治体における住民意向調査結果 【将来の意向】

平 26. 6 復興庁より

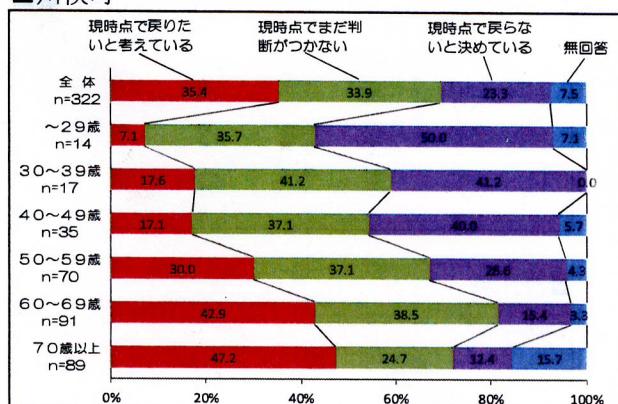
(9) 帰還意向

現時点で帰還を希望している世帯の傾向として、年代が高くなるにつれ帰還意向が高くなっている。

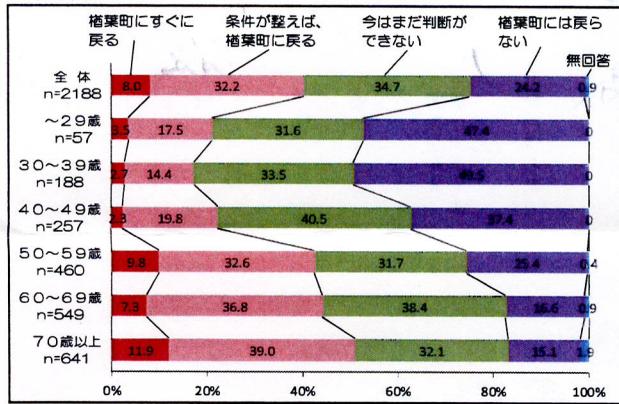
■南相馬市



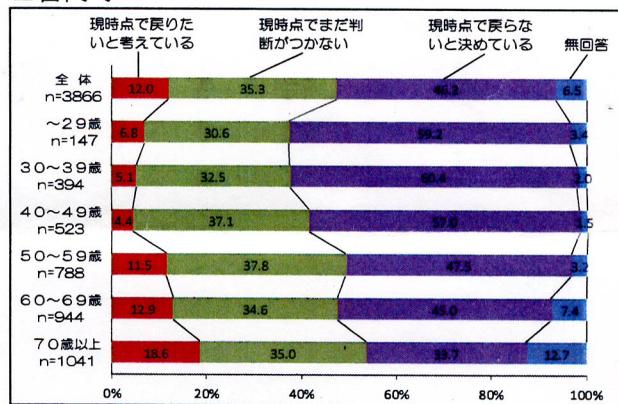
■川俣町



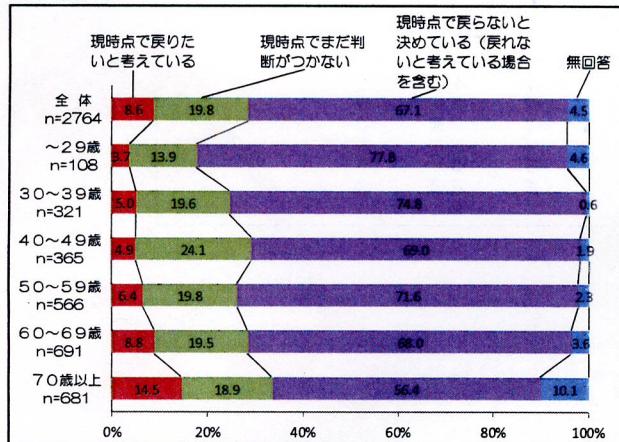
■楓葉町



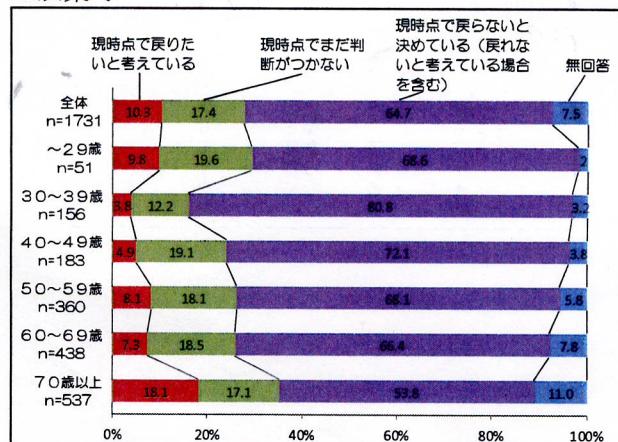
■富岡町



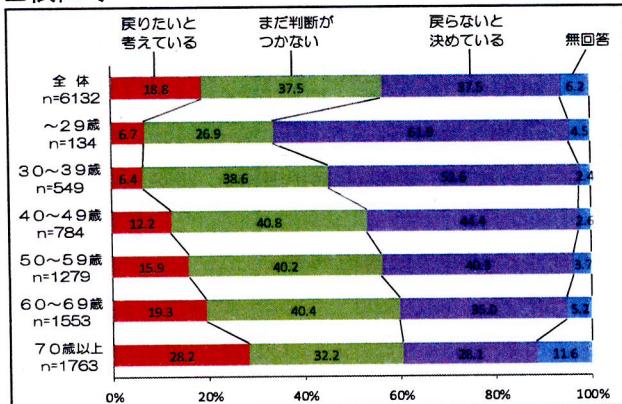
■大熊町



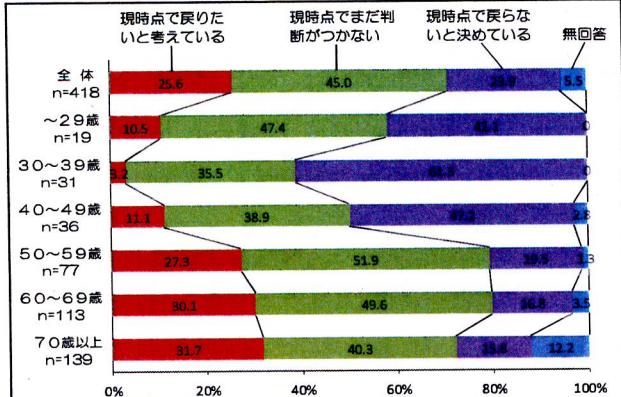
■双葉町



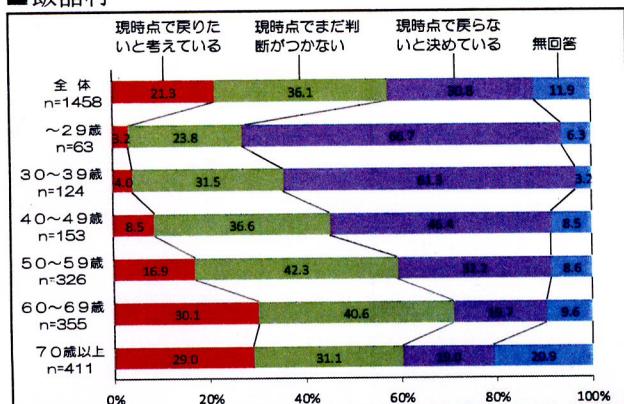
■浪江町



■葛尾村

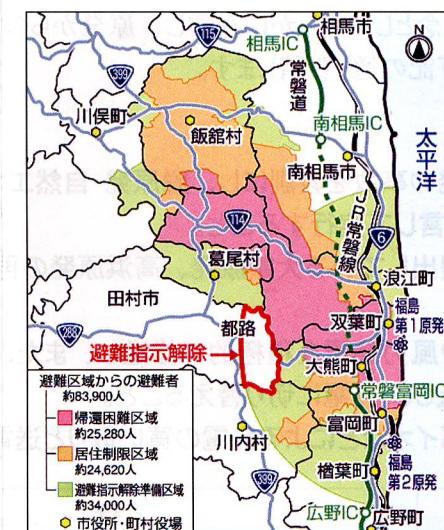


■飯舘村



現時点で戻らないと決めている理由

| 市町村 | 放射能が低下せず不安だから | 原子力発電所の安全性に不安があるから |
|------|---------------|--------------------|
| 南相馬市 | 48.7% | 64.1% |
| 川俣町 | 49.3 | 36.0 |
| 楢葉町 | 50.9 | 70.2 |
| 富岡町 | 67.8 | 67.4 |
| 大熊町 | 73.2 | 71.2 |
| 双葉町 | 67.6 | 69.5 |
| 浪江町 | 62.0 | 68.9 |
| 葛尾村 | 61.0 | 59.0 |
| 飯舘村 | 72.8 | 42.8 |



福島第1原発周辺の避難区域。(2014年4月1日現在『福島民友新聞』提供)

あやまれ・つぐなえ・なくせ原発被害

公正な判決を求める署名

福島地方裁判所いわき支部 御中

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、世界を震撼させ、日本に暮らす人々は放射能の恐怖におびえました。福島第一原発の周辺地域では、避難区域が指定され、多くの住民が住みなれたふるさとを追われました。避難区域以外の地域の住民も、避難すべきかとどまるべきかという困難な選択を迫られました。

放射能汚染という目に見えない恐怖にさらされ、福島の豊かな自然の恵みを享受することもできなくなりました。避難した住民も地域にとどまったく住民も、大人も子供も、従来の生活とその基盤を根こそぎ奪われ、あるいは大きく傷つけられ、全人格的被害を受けています。

このように福島第一原発事故は、これまでの公害被害に例を見ない深刻で広範囲、かつ継続的な被害を生み出し、今日なお続いている。

原告団と弁護団は、全ての被害者の権利回復とともに同様の過ちが再び繰り返されることのないことを願って、被害の実態と加害の構造を明らかにし、国及び東京電力の法的責任を追及すべく「ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟」と「元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟」を貴裁判所に提起しました。

私たちは、貴裁判所が、原告たちの思いの強さを真正面から受けとめ、適正かつ迅速な審理を行い、原告たちの正当な権利を実現する公正な判決を下すことを強く求めます。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

取り扱い団体:



<福島原発被害弁護団・東京本部>
〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目28-4
東上野スカイハイツ504号
TEL 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679
<ホームページ> : <http://www.kanzen-baisho.com/>

<ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団>
<元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団>
<原発事故の完全賠償をさせる会>
〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内
TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

福島地裁いわき支部に提訴した二つの原発公害訴訟 公正判決を要請署名に協力をお願いします。

ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟

この訴訟は、福島第一原発事故周辺地域に居住していて、避難を強制された被害者たちが、東京電力株式会社を被告として提訴した集団訴訟です。

原告たちは、ふるさと(地域コミュニティ)を破壊され、従来の生活と人生をその基盤ごと根こそぎ奪われました。

このように福島第一原発事故は、これまでの公害被害に例を見ない深刻で広汎かつ継続的な被害を生み出しています。

私たちは、全ての原発公害被害者の生活再建と人生の再出発を行なうために必要な完全賠償と原状回復が図られるべきであると考え、その実現のために不可欠な司法判断を求めて裁判を提起しました。従って、この訴訟の判決は、単に原告たちのみの権利救済ではなく、全ての原発避難者の正当な権利救済を実現するのに大きな役割を果たすことになります。

どれだけの人たちが訴えているの？

◆第一陣訴訟◆

原告たちのふるさと: 広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、南相馬市ほか

2012年12月3日 第一次提訴 原告39名

2013年7月17日 第二次提訴 原告178名

◆第二陣訴訟◆

原告たちのふるさと: 川俣町ほか

2013年12月26日 第一次提訴 原告137名

元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟

この訴訟は、いわき市民が原告となり、国と東京電力株式会社を被告とする集団訴訟です。

いわき市民は、原発事故によって豊かな自然の恵みを奪われ、現在もなお低線量被ばく問題に向き合いながらの生活を強いられています。いわき市の子ども達は、自由に外で遊び回ることができなくなりました。こうした子どもたちに対して、生涯にわたる健康管理を含め適切な支援策を講ずるのが、原発公害に責任を負う国と東電の責務ではないでしょうか。

原発被害は、金銭賠償のみでは解決できません。恒久的な被害回復のための積極的な政策の確立が必要です。私達の子孫、未来の子ども達に、自然豊かないわきを残すためには、傷ついた地域の回復に必要な措置を求め続けなければなりません。適正な金銭賠償とともに、3.11以前に市民が享受していた「生活の質」を回復するための適切な措置が行われなければなりません。

いわき市民訴訟は、全市民そして全県民の要求を代表し、こうした政策の確立を求め、国と東電の法的責任を追及することを目的として提訴しました。

どれだけの人たちが訴えているの？

原告たちのふるさと: いわき市

2013年3月11日 第一次提訴 原告822名

2013年11月21日 第二次提訴 原告571名

ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団

<福島原発被害弁護団・東京本部>

〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目28-4

東上野スカイハイツ504号

TEL 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

<ホームページ: <http://www.kanzen-baisho.com/>>

元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団

<福島原発被害弁護団・いわき現地事務所>

〒970-8026 福島県いわき市八幡小路66-9

広田法律事務所

TEL 0246-24-2340 FAX 0246-24-2342

福島原発被害弁護団

<ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団>

<元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団>

<原発事故の完全賠償をさせる会>

〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内

TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

